

# 豊橋市安全で安心なまちづくり審議会

日時：令和7年2月18日（火）

午前10時～

場所：豊橋市役所 東122会議室

1 あいさつ

2 議 題

（1）副会長の選出について

3 報 告

（1）豊橋警察署管内の犯罪発生状況について

（2）令和6年度安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況及び  
令和7年度の実施事業について

4 その他

## 令和6年度 安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況について

豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまち「とよはし」を目指し、施策を効果的に推進するため、3か年の取り組み年次を定め計画を実施します。

## 豊橋市安全で安心なまちづくり行動計画 取り組み年次

令和5年度～令和7年度

## 令和7年度までの目標値及び実績値(令和6年度)

目標値	令和5年度	令和6年度	令和7年度
豊橋警察署管内の 刑法犯罪の発生件数 <u>1,600件以下</u>	実績: <u>1,892件</u> 達成率: <u>84.6%</u>	実績: <u>1,886件</u> 達成率: <u>84.8%</u>	—
目標値	令和5年度	令和6年度	令和7年度
無施錠による盗難被害件数及び盗難被害件数に占める無施錠率を <u>250件、55%以下</u> にすること	実績: <u>427件、66.9%</u> 達成率: (件数) <u>58.5%</u> 、 (率) <u>82.2%</u>	実績: <u>441件、62.7%</u> 達成率: (件数) <u>56.7%</u> 、 (率) <u>87.7%</u>	—

※期間は各年度とも1月から12月まで

## 【参考】その他の実績値

計画上の位置付け	測定値	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (1月末現在)
(1)4 「参加したくなる」防犯教育講座	防犯教育講座の 受講者数	15,681人 (116回)	16,918人 (120回)	<u>14,280人</u> ( <u>122回</u> )
(1)8 自主防犯活動への支援	自主防犯活動の 参加者数	12,813人	12,940人	<u>12,879人</u>
(1)11 防犯カメラ設置費補助	防犯カメラの設置 補助台数 (カメラ付きLED防犯灯含む)	13団体 18台設置 (うち5団体7台がカメラ付きLED)	16団体 32台設置 (うち5団体4台がカメラ付きLED)	<del>補助制度は廃止</del> <u>市直営で250台設置</u>
(1)12 防犯灯設置費補助・維持費補助	防犯灯の新設、LED更新台数及び電気料金補助台数	新設 69台 LED更新 195台 維持 4,728台	新設 97台 LED更新 101台 維持 4,468台	<u>新設 80台</u> <u>LED更新 107台</u> <u>維持 4,850台</u>

※期間は各年度とも4月から翌年3月まで。

## 令和7年度 安全で安心なまちづくり行動計画に基づく実施事業について

行動計画の目標を達成するため、市では様々な施策を実施しています。その中の主な事業についてご紹介します。

### ①街頭防犯カメラ設置事業

令和6年度より、市で直接設置して維持管理する防犯カメラ事業を開始しました。今年度は警察と協議しながら、市内の小学校周辺や主要な生活道路等の交差点などに250台設置しています。今後は、自治会や商店街とも連携を図りながら進めていき、令和9年度までに1,000台設置を目指しています。令和7年度も、新たに250台設置をしていきます。令和6年度中に実施した自治会・商店街向けの設置希望調査を基に、犯罪発生抑止効果の高い場所を選定して設置します。また、引き続きカメラ設置場所周辺にパネルを設置し存在を周知することで、犯罪発生抑止効果をより高められるよう取り組んでいきます。

### ②自主防犯活動の推進

自主防犯活動者を増やすため、日常生活の中に『防犯』の意識を取り込んだ『ながら防犯活動』を推進しています。令和6年度は、創造大学の学生がデザインしたロゴを使用した、通勤や家の前の掃除などの際に着用できるTシャツやウインドブレーカー、夜間のウォーキング時などの安全対策として首からかけるタイプのライトや反射材のタスキなどの配布をしました。令和7年度も、ながら防犯活動の推進のため、日常生活でも着用できる防犯グッズの配布や、地域の自主防犯団体を支援するため、活動物資の配布等に取り組んでいきます。

### ③防犯講座の実施

小学校や保育園・幼稚園向けに、不審者侵入を想定した訓練や幼児・児童向けの防犯教室を実施しています。また、老人会などからの申し込みにより、侵入盗や特殊詐欺対策の講座も開催しています。令和6年度から、特に被害が多い高齢者向けの特殊詐欺対策として、『落語による特殊詐欺防止講座』を開始しました。オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は、日に日に手口が巧妙化しており、被害も拡大傾向にあるため、固いイメージの防犯講座への参加のハードルを少しでも下げ、楽しく学べるものとなりました。令和6年度は10回開催(予算満額)し、339人が参加しました。令和7年度は、実施回数を10回から20回に増やし、受講者数の増加に繋げていきます。また、関係機関とも連携し、各種イベント時にも講座が実施できるよう進めていきます。併せて、侵入盗防止のための対策として防犯講座実施時に防犯ステッカーや補助錠などを配布することで、防犯意識の向上を目指します。

### ④その他

・特殊詐欺防止のため、市内在住65歳以上の方を対象に『特殊詐欺対策装置購入費補助金(別紙参照)』を令和4年度より実施しています。令和6年度実績(1月末時点)…291件  
・犯罪発生抑止のため、青パト隊による防犯パトロールを実施しています。令和6年度は、特に小学生の見守りを強化し、下校時間帯の学校周辺での立哨や通学路パトロールを実施しました。また、不審者発生の際には、そのエリアを重点的にまわるなど、柔軟な対応をとっています。

## 豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、市の責務、市民及び事業者の役割並びに土地所有者等の責務を明らかにするとともに、**犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本的な事項**を定めることにより、市、市民及び事業者が協力し、県の施策と連携を図りながら安全で安心なまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、市民、事業者及び警察その他の関係行政機関と連携し、安全なまちづくりに関する施策を実施するものとする。

### (行動計画の策定)

第3条 市長は、**安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため****の犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する行動計画**(以下「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、児童、高齢者その他の犯罪被害者となりやすい者の安全について配慮するとともに、**豊橋市安全で安心なまちづくり審議会****の意見を聴く**ものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、自らの防犯意識を高め、地域での自主防犯活動に積極的に参加することにより、犯罪を発生させない地域環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、犯罪が発生したとき、又は犯罪が発生するおそれがあるときは、自らの安全を考慮し、可能な限り犯罪被害者の救助又は犯罪被害のおそれがある者の安全確保及び警察その他の関係行政機関への通報に努めるものとする。

3 市民は、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、市、市民及び警察その他の関係行政機関と連携し防犯に関する必要な措置を講じ、市民の安全に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、市内において所有し、又は管理している土地及び建物について、市民の安全に配慮し適正な管理に努めなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第7条 市長は、土地所有者等が市内において所有し、又は管理している土地及び建物について、防犯上不適正な管理状態であるとき、又は不適正な管理状態となるおそれがあるときは、土地所有者等に対して必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(自主防犯活動を行う団体に対する支援)

第8条 市は、地域社会において自主防犯活動を行う団体に対して財政的な支援を行うことができる。

2 市は、地域社会において自主防犯活動を行う団体の連携体制等について必要な場合には、助言その他の支援を行うことができる。

(防犯教育等)

第9条 市は、市民及び事業者に対して、防犯に関する理解を深めることを目的として、防犯に関する教育を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対して、防犯に関する広報啓発活動を充実するものとする。

(情報の共有及び連携体制の整備)

第10条 市は、市民、事業者及び警察その他の関係行政機関との間の防犯情報の共有

及び連携体制の整備に努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり審議会)

第11条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市安全で安心なまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画等を調査審議する。
- 3 審議会は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員」を

「 安全で安心なまちづくり審議会委員

情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員

」

に改める。